

黒石市教育委員会訓令第1号

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱（平成22年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、黒石市立上十川小学校」を削る。

第6条第2号中「15分程度」を「10分程度」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。